

札幌市事務分掌条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市事務分掌条例の一部を改正する条例

札幌市事務分掌条例(昭和46年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中

「市長政策室

- 1 市政の運営方針に関する事項
- 2 市政の総合企画及び事業の調整に関する事項
- 3 都市問題の調査研究及び統計に関する事項
- 4 渉外、儀式及び秘書に関する事項
- 5 広報及び広聴に関する事項

総務局

- 1 議会及び市の行政一般並びに事務改善に関する事項
- 2 国際交流に関する事項
- 3 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- 4 その他他の主管に属しない事項

を

市民まちづくり局

- 1 区役所の連絡調整及び住民活動に関する事項
- 2 交通安全に関する事項
- 3 市民生活及び男女共同参画に関する事項
- 4 都市計画に関する事項

財政局

- 1 予算、税その他財務に関する事項

「総務局

- 1 議会及び市の行政一般並びに事務改善に関する事項
- 2 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- 3 渉外、儀式及び秘書に関する事項
- 4 国際交流に関する事項
- 5 広報及び広聴に関する事項
- 6 その他他の主管に属しない事項

まちづくり政策局

- 1 市政の運営方針に関する事項
- 2 市政の総合企画及び事業の調整に関する事項
- 3 都市問題の調査研究及び統計に関する事項
- 4 都市計画及び再開発の推進に関する事項

に、

財政局

- 1 予算、税その他財務に関する事項

市民文化局

- 1 区役所の連絡調整に関する事項
- 2 市民生活に関する事項
- 3 男女共同参画に関する事項
- 4 文化芸術の振興に関する事項

スポーツ局

- 1 スポーツに関する事項

「環境局

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する事項
- 2 公園、緑地、林業及び自然保護に関する事項
- 3 環境保全に関する事項

経済局

- 1 商工業に関する事項
- 2 雇用の推進に関する事項
- 3 農業に関する事項
- 4 中央卸売市場に関する事項

観光文化局

- 1 観光及びコンベンションに関する事項 を
- 2 文化芸術の振興に関する事項
- 3 スポーツに関する事項

建設局

- 1 道路及び河川の管理及び工事に関する事項
- 2 道路用地の取得に関する事項
- 3 下水道に関する事項

都市局

- 1 市街地の開発に関する事項
- 2 土地区画整理に関する事項
- 3 住宅及び建築に関する事項 』

「 経済観光局

- 1 商工業に関する事項
- 2 観光及びMICEに関する事項
- 3 雇用の推進に関する事項
- 4 農業に関する事項
- 5 中央卸売市場に関する事項

環境局

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する事項
- 2 環境保全に関する事項
- 3 動物園に関する事項

建設局

- 1 道路及び公園の管理及び工事に関する事項
- 2 道路用地の取得に関する事項
- 3 緑の保全及び創出に関する事項

下水道河川局

- 1 下水道に関する事項
- 2 河川の管理及び工事に関する事項

都市局

- 1 市街地の整備に関する事項

2 住宅及び建築に関する事項」
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「市長政策室」を「まちづくり政策局」に改める。

(1) 札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会条例(昭和44年条例第30号)
第6条

(2) 札幌市地方独立行政法人評価委員会条例(平成17年条例第48号)第
7条

(札幌市都市計画審議会条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「市民まちづくり局」を「まちづくり政策局」に
改める。

(1) 札幌市都市計画審議会条例(平成12年条例第17号)第9条

(2) 札幌市総合交通対策調査審議会条例(昭和54年条例第3号)第8条

(3) 札幌市土地利用審査会条例(昭和49年条例第36号)第6条

(札幌市交通安全対策会議条例の一部改正)

4 札幌市交通安全対策会議条例(昭和45年条例第37号)の一部を次のよ
うに改正する。

第6条中「市民まちづくり局」を「市民文化局」に改める。

(札幌市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

5 札幌市職員特殊勤務手当条例(平成11年条例第15号)の一部を次のよ
うに改正する。

(1) 第5条第1項中「、し尿処理場」を削る。

(2) 第6条第1項及び第10条第1項第2号中「建設局」を「下水道河川局」
に改める。

(3) 第15条第1項第1号中「第二かしわ学園、あかしあ学園」を「あかし
あ学園、子ども心身医療センター」に改める。

(札幌市中小企業振興条例の一部改正)

6 札幌市中小企業振興条例（平成19年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条中「経済局」を「経済観光局」に改める。

（理 由）

市長政策室、市民まちづくり局及び都市局における政策立案部門、都市計画等の策定部門及び当該計画等に基づく一部の事業実施部門を統合したまちづくり政策局、観光文化局のスポーツ部門を独立させたスポーツ局、建設局の下水道部門及び河川部門を独立させた下水道河川局の3局を新設するとともに、市民まちづくり局を市民文化局に、経済局を経済観光局に再編する等のため、本案を提出する。